

通知カードの交付等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「政令」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）に基づく通知カードの交付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通知カードの交付等)

第2条 政令第2条第2項に規定する通知カードの送付は、転送不要の簡易書留郵便又は市職員による送付とする。

2 通知カードが返戻されてきたときは、住民票記載事項の確認を行い、本人又はその代理人に来庁させ、若しくは再度簡易書留郵便で本人に送付し、交付するものとする。ただし、次に掲げるいずれかの場合においては、通知カードの返還登録を行ったうえでシュレッダー等適切な方法で廃棄する。

- (1) 豊中市から転出している場合
- (2) 住民票が消除されている場合（前号の場合を除く。）
- (3) 3ヶ月程度保管したうえで交付できない場合（市民課長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。）

3 返戻された通知カードの受け取りをしようとする者は、「返戻された通知カード受取申出書」（様式第1号）を市民課、庄内出張所又は新千里出張所に提出しなければならない。ただし、返戻された通知カードの再送付の申出は、電話による受付も可能とする。その場合、「返戻された通知カード受取申出書」（様式第1号）は市職員が記載する。

4 前項に規定する届出を行うときは、次に掲げるいずれかの書類（有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。）を提示させることにより、本人であることを確認する。提示された書類は原則複写し、前項の申出書と一緒に保管する。ただし、電話による届出の場合は、この限りではない。

- (1) 運転免許証
- (2) 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）
- (3) 旅券
- (4) 身体障害者手帳
- (5) 精神障害者保健福祉手帳（顔写真有のものに限る。）

- (6) 療育手帳
- (7) 在留カード（顔写真有のものに限る。）
- (8) 特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含む。）
- (9) 一時庇護許可書
- (10) 仮滞在許可書
- (11) 住民基本台帳カード（顔写真有のものに限る。）
- (12) 個人番号カード（代理人による手続きに限る。）
- (13) 電気工事士免状
- (14) 無線従事者免許証
- (15) 動力車操縦者運転免許証
- (16) 運航管理者技能検定合格証明書
- (17) 宅地建物取引士証
- (18) 船員手帳
- (19) 戦傷病者手帳
- (20) 海技免状
- (21) 教習資格認定証
- (22) 検定合格証（顔写真有のものに限る。）
- (23) 官公署がその職員に対して発行した身分証明書（顔写真有のものに限る。）
- (24) 猟銃・空気銃所持許可証
- (25) 特種電気工事資格者認定証
- (26) 認定電気工事従事者認定証
- (27) 耐空検査員の証
- (28) 航空従事者技能証明書
- (29) 小型船舶操縦免許証

5 前項に規定する書類の提示が困難であると認められた場合は、次に掲げる書類（有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。）のうち2点とする。

- (1) 前項に規定する書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類
- (2) 国民健康保険被保険者証
- (3) 健康保険被保険者証
- (4) 船員保険被保険者証
- (5) 介護保険被保険者証
- (6) 後期高齢者医療被保険者証
- (7) 共済組合員証
- (8) 年金手帳
- (9) 各種年金証書
- (10) 恩給証書

- (11) 学生証
 - (12) 法人が発行した身分証明書
 - (13) 生活保護受給に係る証明書
 - (14) 基礎年金番号通知書
 - (15) 精神障害者保健福祉手帳（顔写真無のもの）
 - (16) 在留カード（顔写真無のもの）
 - (17) 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
 - (18) 一部負担金相当額等一部助成医療証等官公署が発行した医療費助成又は手当等に係る受給者証
 - (19) 預金通帳、豊中市立図書館の利用者カード、住民票コード通知票、医療機関の診察券、キャッシュカード、クレジットカード、交通機関の定期券、成人識別ICカード t a s p o、運転経歴証明書（平成24年3月31日までに交付されたもの）のうち1点
- 6 第3項の届出を自ら提出することができないときは、代理人により提出することができる。この場合において、前2項の規定に加え第1号及び、第2号又は第3号に掲げる書類を提示し、若しくは提出させることにより、代理人の代理権を確認することとする。
- (1) 代理人が本人であることを確認できる書類（前2項に規定する書類）
 - (2) 代理人が任意代理人である場合は、申請者本人から第3項の届出を委任された事実を確認できる書類
 - (3) 代理人が法定代理人である場合は、その資格を証明する書類（市の公簿により、又は他市町村に電話照会を行ったうえで他市町村の公簿により法定代理人であることが確認できるときは、書類の提示を省略することができる。）
- 7 代理人が同一世帯員の返戻された通知カードの交付を受ける場合は、前項の規定に関わらず、本人及び代理人の本人確認をもって代理権の確認をしたものとみなす。
（通知カードの再交付申請）
- 第3条 省令第11条第1項に規定する再交付申請書は、「通知カード再交付申請書」（様式第2号）とする。
- 2 省令第11条第1項の規定による通知カード再交付申請において、通知カードを紛失し、又は焼失した場合にあっては、警察署に紛失を届け出たことを証する書類又は罹災証明書の添付を求めるものとする。ただし、市長がそれらの書類を添付することが困難であると認めるときは、紛失又は焼失の経緯を記載した書類の添付により代えるものとする。
 - 3 前項の規定により、警察署が発行した遺失届受理書又は盗難届等が添付されたときは、必要に応じて当該書類に記載された連絡先に連絡し、届出の有無を確認することとする。
 - 4 第1項の申請書の提出があったときは、第2条第4項から第7項までの規定を準用する。
 - 5 通知カードの再交付手数料は、再交付申請時に徴収する。

(券面記載事項変更届)

第4条 法第7条第5項の届出は、「通知カード個人番号カード住民基本台帳カード券面記載事項変更届」(様式第3号)を、市民課、庄内出張所又は新千里出張所へ通知カードを添えて提出することにより行う。ただし、当該変更に係る転入、転居又は戸籍等の届出を、通知カードを添えて行ったときは、当該届出書に通知カードの券面記載事項の変更を行う旨を記載することにより「通知カード個人番号カード住民基本台帳カード券面記載事項変更届」(様式第3号)の提出に代えることができる。

2 前項の届出は、法第7条第5項の規定による者のほか、通知カードの交付を受けている者と同一世帯に属する者が行うことができるものとする。この場合、第2条第4項及び第5項の規定を準用して本人確認を行う。ただし、通知カードの交付を受けている者及び同一の世帯に属する者が当該届出を自ら行うことができないときは、代理人により当該届出を行うことができる。

3 第1項の届出が代理人により行われる場合は、次の各号に掲げる書類を提示し、もしくは提出させることとする。

(1) 代理人が本人であることを確認できる書類(第2条第4項または第5項に規定する書類)

(2) 代理人が任意代理人である場合は、申請者本人から第1項の届出を委任された事実が確認できる書類

(3) 代理人が法定代理人である場合は、その資格を証明する書類(市の公募により、又は他市町村に電話照会を行ったうえで他市町村の公募により法定代理人であることが確認できるときは、書類の提示を省略することができる。)

4 前2項の規定に関わらず、第1項ただし書の規定による場合は、転入、転居又は戸籍等の届出の受理をもって次項の記載を行うことができる。

5 第1項の届出があったときは、通知カードの裏面の追記欄に当該届出による変更の内容を記載し、職印を押すものとする。

(通知カードの紛失)

第5条 法第7条第6項の届出は、「通知カード個人番号カード紛失・廃止届」(様式第4号)を市民課、庄内出張所又は新千里出張所へ提出、又は電話により行うものとする。電話による届出の場合、「通知カード個人番号カード紛失届・廃止届」(様式第4号)の記載は市職員により行うものとする。

2 第1項の届出を受けたときは、「カード紛失届記録簿」(様式第5号)に記録する。庄内出張所又は新千里出張所で受け付けをした当該届出書は、市民課へ送付する。

3 「通知カード・個人番号カード紛失・廃止届」(様式第4号)は、通知カードの再交付申請書、個人番号カードの交付・再交付申請書、個人番号指定請求書又は発見した旨の届出のいずれかが提出されるまで永年保存とする。

(通知カードを発見した旨の届出)

第6条 省令第12条の規定により、紛失届を提出した者又はその代理人から通知カードを発見した旨の届出を受けたときは、発見した通知カードに加え、届出人に対して、第2条第4項又は第5項に規定する書類の提示を求めることとする。

2 前項の届出を受けたときは、当該紛失届及び「カード紛失届記録簿」（様式第5号）にその旨を記載する。

（通知カードの返納）

第7条 政令第5条第2項又は第3項に規定する書面は、「通知カード個人番号カード返納届」（様式第6号）とする。

2 通知カードの交付を受けている者が、次に掲げるいずれかに該当するときは、通知カードを添えて、前項の届出を市民課、庄内出張所又は新千里出張所のいずれかの窓口へ提出、又は郵送により届け出ることとする。ただし、他の届出等と併せて通知カードの返納があったときは、当該届出書に通知カードの返納を行う旨を記載することにより「通知カード個人番号カード返納届」（様式第6号）の提出に代えることができる。

（1）本人の請求又は職権による従前の個人番号に代わる個人番号の指定により、通知カードの返納を求められたとき。

（2）通知カードの再交付を受けた場合において、紛失した通知カードを発見したとき。

（3）券面事項変更後、通知カードの誤交付により、通知カードの返納を命ぜられたとき。

（4）住民票が消除されたとき（転出したとき、死亡したとき、又は日本国籍の取得・喪失を除く。）。

（5）国外に転出したとき。

3 省令第15条の規定により、前項第5号に規定する通知カードの返納を受けたときは、当該通知カードの追記欄等に転出届の届出の年月日及び「国外転出により返納済み」等の記載をし、職印を押した上で、返納した者に還付する。

4 第1項の届出を受けたときは、「カード返納届記録簿」（様式第7号）に記録する。

（個人番号の変更）

第8条 法第7条第2項の規定により、個人番号の指定の請求をしようとする者は、「個人番号指定請求書」（様式第8号）を市民課、庄内出張所又は新千里出張所のいずれかの窓口へ提出、又は郵送することとする。

2 個人番号の指定の請求をしようとする者が、前項の請求により、個人番号の指定の請求を行うときは、第2条第4項及び第5項の規定を準用する。ただし、個人番号カード又は住民基本台帳カードにより確認するときは、暗証番号の照合を行うこととする。

3 代理人を通じて個人番号の指定の請求があった場合は、第2条第6項第1号及び第2号又は第3号に掲げる書類を確認する。

4 第1項の請求を行うときは、紛失等やむを得ない場合を除き政令第3条第5項の規定により、通知カード又は個人番号カードの返納を求めるものとする。この場合、第7条第1

項又は個人番号カードの交付等に関する要綱第13条第1項の届出は第1項の届出と兼ねることができる。

(通知カードの廃棄)

第9条 個人番号カードの交付に伴い回収した通知カード、第2条第2項、第7条第2項及び前条第4項の規定により回収した通知カードは、シュレッダー等適切な方法で廃棄する。第7条第4項に記録した通知カードを廃棄したときは、「カード返納届記録簿」(様式第7号)の、カード廃止・廃棄・回収日を記録する。

(申請書の保存)

第10条 この要綱に規定する様式は、第5条第3項の規定により永年保存とするものを除き、その受理した日の属する年度から10年間保存するものとする。

(関係機関への連絡)

第11条 通知カードの不正取得又は偽造(変造を含む。)の事実を確認したときは、直ちに地方公共団体情報システム機構(J-LIS)及び大阪府への報告、捜査機関への通報をそれぞれ定められた方法により行う。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月5日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成27年11月17日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成30年10月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成31年2月1日から実施する。